

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

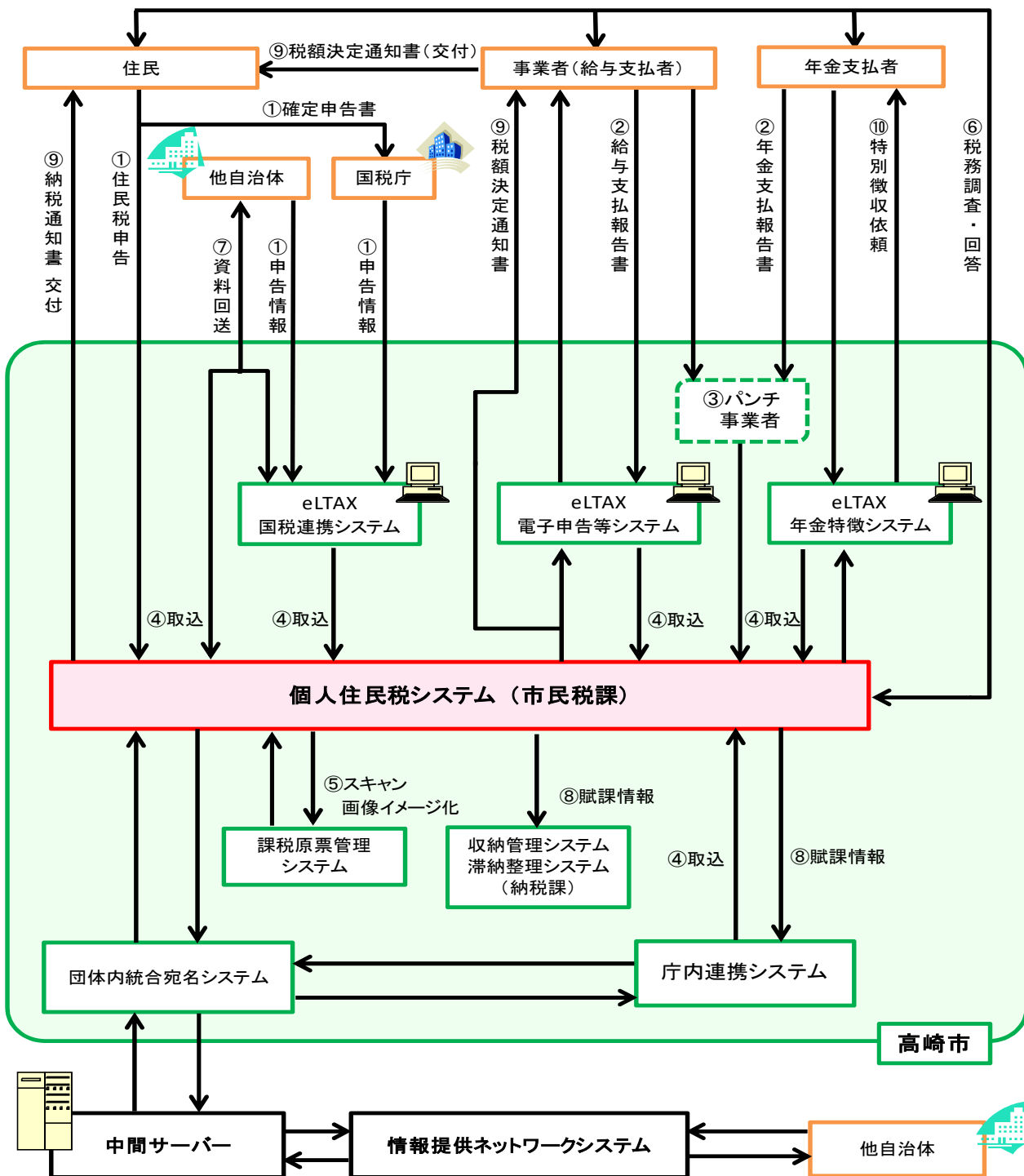
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容 ※	地方税法等に基づき、住民から市に提出された住民税申告書、住民から国税庁に提出された確定申告書及び給与支払者又は年金保険者から市に提出された支払報告書等の課税資料を収集し、個人住民税の賦課決定を行い税額等を通知する。また、賦課決定に際し、又は賦課決定後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課を行う。 【内容】 ①課税資料(住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、その他住民・給与支払者等からの各種申請・届出書を含む)の受理 ②他自治体等から高崎市への調査回答又は高崎市から住民及び他自治体等への税務調査 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤他自治体の課税者であることが判明した場合における資料回送
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	個人住民税システムは、個人住民税を賦課・更正するための基幹システムであり、他のシステムへ連携する課税状況等を含め個人住民税の特定個人情報を全て保有・管理するものである。 【内容】 ①課税対象者の保守管理 ②賦課決定及び賦課更正処理 ③税務調査等の課税対象者の抽出 ④被扶養者等の情報管理 ⑤税額通知等の帳票発行
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	eLTAX・データ引継システム
②システムの機能	(1) 国税連携システム 国税庁・他自治体との申告書データを連携・管理するシステムで、地方税共同機構を経由して連携が行われる。 【内容】 ① 国税庁との申告書データの連携・管理 ② 他自治体との申告書データの連携・管理 ③ 国税庁との扶養是正データの連携・管理 ④ 他自治体との住登外通知の連携・管理 (2) 電子申告等システム 給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の電子データ受信、又は特別徴収税額通知データを送信するシステムで、地方税共同機構を経由して連携が行われる。 【内容】 ① 利用者データの審査・管理 ② 申告・申請・届出データの審査・管理 ③ 申告データの連携・管理 ④ 特別徴収税額データの連携・管理 (3) 年金特徴システム 年金支払者との公的年金等の特別徴収事務に必要なデータを送受信するシステムで、地方税共同機構を経由して連携が行われる。 【内容】 ① 公的年金等支払報告書データの連携・管理 ② 特別徴収税額等データの連携・管理 (4) データ引継システム 受付した確定申告のデータを国税庁へ送信するシステムで、e-Taxシステムを利用して連携が行われる。 【内容】 ① 国税庁への申告書データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 (LGWAN ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
システム3	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	課税原票管理システムは、課税資料のスキャンを行うことで、画像イメージとして保存・管理するためのシステムであり、個人住民税システムと連携している。 【内容】 ① 課税資料のスキャン ② 国税連携データの画像イメージ化 ③ 電子申告データの画像イメージ化
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能：中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能：特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 ⑨職員認証・権限管理機能：中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能：パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム5	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	①統合データベース機能：個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能。 ②共通管理機能：各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（個別業務システム）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①個人番号管理機能：個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 ②アクセス制御機能：個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 ③個人番号確認機能：個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 ④中間サーバ連携機能：情報連携に必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバへ連携する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（中間サーバー、個別業務システム）

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税管理ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課にあたり、提出された様々な資料と課税対象者を紐付けることができ、本人特定や複数の課税資料の合算を正確に行えるようになる。また、住登外課税を行う場合、高崎市において個人住民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知するためにも必要となる。
②実現が期待されるメリット	①多種多様な課税資料を番号を用いて名寄せ・突合することにより、納税者の所得情報をより正確かつ効率的に把握することが可能となり、個人住民税の公平・公正な課税につながる。また、高崎市で住登外課税した場合に住民登録のある自治体でも課税される二重課税を的確に防止できる。 ②庁内他課へのデータ移転、他の行政機関等への情報提供も効率的かつ確実になされ、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることが期待できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条で定めるもの、第19条第9号、第19条第10号
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

高崎市の個人住民税課税事務は、住民からの申告、給与又は年金支払者から提出された支払報告書及び税務調査を元に課税データを作成し、納税通知書等の送付を行う。

- ①住民から提出された申告書の受付・精査を行う。
- ②給与及び年金支払者から提出された支払報告書の受付・精査を行う。
- ③紙で提出された給与及び年金支払報告書についてデータ化するため、パンチ事業者へ委託する。
- ④提出された課税資料等の数値をデータ化したうえで、課税対象者に課税資料を紐付けし、それらの資料の統合を行い課税データを作成する。
- ⑤提出された課税資料が紙の場合、資料のスキャニングを行い、電子データの場合、データの画像イメージ化を行うことで、課税資料を画像として保存・管理する。
- ⑥必要に応じて、住民や給与及び年金支払者へ申告書等の内容について調査を行う。
- ⑦税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接または国税連携システム等を経由することにより、他自治体へ資料を回送する。
- ⑧賦課決定した課税データ情報を収納・滞納管理システム、庁内連携システムへ連携する。
- ⑨賦課決定した内容について、納税通知書及び税額決定通知書等を送付する。
- ⑩年金特徴者の賦課決定した内容に基づき年金特徴システムを経由することにより、各年金保険者へ年金特徴税額通知を送信する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者。
その必要性	住民税の適正な賦課業務の実現のため、必要な特定個人情報を保有。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・識別情報: 課税対象者を特定するため。 ・連絡先等情報: 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため。 ・業務関係情報 ①国税関係情報: 国税庁からの課税資料を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため。また国税庁との相互の税務調査のため。 ②地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するため。税額通知を発行するため。 ③医療保険関係情報: 社会保険料控除を算出するため。 ④介護・高齢者福祉関係情報: 社会保険料控除を算出するため。年金特別徴収の可否を判断するため。 ⑤障害者福祉関係情報: 非課税者の判定、障害者控除額を算出するため。 ⑥生活保護関係情報: 個人住民税の非課税判定を行うため。 ⑦年金関係情報: 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため。また年金からの特別徴収税額を決定・通知するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (各支所税務課、市民課、保険年金課、社会福祉課、介護保険課、資産税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (eLTAXシステム)	
③入手の時期・頻度		・連絡先等情報 住民登録者: 賦課期日時点情報を1月に1度。送付先等情報を住民基本台帳システムの異動情報と即時連動。 住民登録以外の者: 課税対象者と成り得る課税資料を受理する都度。 ・業務関係情報 申告・届出・通知等により、その都度。 下記については定期に入手。 生活保護関係情報: 非課税判定を行うため、賦課期日時点の情報を1月に1度。 介護関係情報: 年金特別徴収の可否を判断するため、年2度。 年金関係情報: 年金特別徴収に係る情報は毎月1度。(当初賦課対応のため5月は2度。)	
④入手に係る妥当性		個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、課税資料及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示		個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に明示されている。	
⑥使用目的 ※		適正な個人住民税の賦課のため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※	市民税課、各支所税務課
		使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		I 課税対象者情報の管理 連絡先等情報から、課税対象者を把握し管理。 II 課税事務 ・住民・国税庁・給与支払者・年金支払者・他自治体等から業務関係情報を取得。 ・業務関係情報に基づき、個人住民税を賦課決定。 ・納税義務者に対し、税額通知を送付。 III 他自治体等への通知・回答 ・住登外課税した課税対象者の住民登録地に、高崎市で個人住民税を賦課した旨を通知。 ・他自治体等から法令に基づき行われる所得照会について回答。 IV その他	
		情報の突合 ※	・連絡先等情報と業務関係情報を突合し、課税対象者情報の管理や課税事務等を行う。【上記Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ】 ・住民票関係情報と課税情報を突合し、所得照会についての回答を行う。【上記Ⅲ】
		情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計は行わない。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課決定・賦課更正。
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件	
委託事項1		課税資料データの入力業務	
①委託内容		個人住民税システムへの給与支払報告書、年金支払報告書の入力事務。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	給与支払者・年金支払者から提出される課税資料が紙ベースで提出された者。	
	その妥当性	短期間で大量に提出される課税資料のデータ入力作業を委託契約し、迅速かつ正確な処理を行うため。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法		高崎市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社シーエスエム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	事前に市長の承諾を得た場合のみ許諾	
	⑨再委託事項	課税資料データの入力業務	
委託事項2～5			
委託事項2		システムの運用保守	
①委託内容		個人住民税システム・課税原票管理システムの運用保守。制度改正に伴うシステムの改修。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者。	
	その妥当性	システムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する事業者システムの保守・点検を委託している。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (72) 件 [☒] 移転を行っている (37) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条で定める者、番号法第19条第9号に定める条例事務関係情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条で定めるもの、番号法第19条第9号
②提供先における用途	上記の通り
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等。
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	提供先より照会を受ける都度。
提供先2	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [☒] 専用線 [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課決定時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	＜高崎市における措置＞ 入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	個人住民税の賦課決定及び賦課更正処理は、最大7年間遡及できるため。
③消去方法	＜高崎市における措置＞ ・法律、条例等で定められた期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用付ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は高崎市からの操作によって実施される。高崎市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、高崎市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【識別情報】		項番	項目名
項番	項目名	32	雑所得
1	個人番号	33	(総合課税) 短期譲渡所得
2	宛名番号	34	(総合課税) 長期譲渡所得
【連絡先等】		35	一時所得
項番	項目名	36	一時所得特別控除額
1	氏名	37	(総合課税) 退職所得
2	生年月日	38	特定支出控除
3	性別	39	所得金額調整控除額
4	住所	40	総合分所得合計
5	電話番号	41	変動当年所得
6	世帯番号	42	変動前年所得
7	続柄	43	変動前々年所得
8	世帯主氏名	44	臨時所得
【個人住民税賦課情報ファイル】		45	(分離課税) 退職所得
項番	項目名	46	肉用牛免税所得
1	自治体コード	47	肉用牛免税対象外売却額
2	賦課年度	48	土地等の事業雑所得
3	宛名番号	49	短期譲渡所得(一般)
4	徴収区分	50	短期譲渡所得(軽減)
5	履歴No	51	短期譲渡特別控除額
6	課税番号・指定番号	52	短期譲渡特別控除額(一般)
7	生年月日	53	短期譲渡特別控除額(軽減)
8	性別	54	長期譲渡所得(一般)
9	受給者番号	55	長期譲渡所得(特定)
10	非課税区分	56	長期譲渡所得(軽減)
11	非課税区分(森林環境税)	57	分離譲渡特定損失
12	徴収開始・終了期(月)	58	繰越損失居住用財産
13	更正開始期(月)	59	長期譲渡特別控除額
14	異動区分	60	長期譲渡特別控除額(一般)
15	異動事由	61	長期譲渡特別控除額(特定)
16	異動処理日	62	長期譲渡特別控除額(軽減)
17	併徴該当区分	63	一般株式等譲渡所得
18	営業所得	64	上場株式等譲渡所得
19	農業所得	65	上場株式等の配当等所得
20	その他事業所得	66	先物取引所得
21	不動産所得	67	山林所得
22	利子所得	68	山林特別控除額
23	配当所得	69	合計所得金額
24	私募証券外貨建以外	70	繰越損失
25	私募証券外貨建	71	純損失
26	信託配当所得	72	繰越損失株式等譲渡
27	給与収入	73	繰越株式等(配当分)
28	租税条約免除給与収入	74	繰越損失先物取引
29	専従給与収入	75	繰損特定投資
30	給与所得	76	老年人
31	年金収入	77	寡婦

項番	項目名	項番	項目名
78	寡婦特別	130	生活保護
79	寡夫	131	租税条約
80	ひとり親	132	確定申告書区分
81	勤労学生	133	均等割区分
82	控除対象配偶者	134	家屋数区分
83	老人控除対象配偶者	135	専従青白区分
84	同一生計配偶者	136	専従配偶者
85	同居老親等扶養親族数	137	配偶者以外の事業専従者の人数
86	老人扶養親族数	138	専従者控除額
87	特定扶養親族数	139	国外扶養人数(配偶者)
88	一般扶養者数	140	国外扶養人数(扶養)
89	年少扶養控除	141	配当割額控除
90	同居特別障害者数	142	株式等譲渡所得割額控除
91	扶養特別障害者数	143	住宅借入金控除可能額
92	扶養親族中の普通障害者数	144	調整控除額(市)※平成19年度改正対応
93	雑損控除	145	調整控除額(県)※平成19年度改正対応
94	医療費支払額	146	税額控除_配当控除(市)
95	スイッチOTC支払額	147	税額控除_配当控除(県)
96	医療費控除	148	住宅借入金控除(市)
97	社会保険料控除	149	住宅借入金控除(県)
98	小規模企業共済掛金控除	150	寄附金税額控除(市)
99	住民税・寄附金控除	151	寄附金税額控除(県)
100	生命保険・個人年金支払額	152	税額控除_外国税額控除(市)
101	生命保険・住民税控除額	153	税額控除_外国税額控除(県)
102	地震保険支払額	154	税額調整(市)
103	地震保険・旧長期支払額	155	税額調整(県)
104	地震保険・住民税控除額	156	税源移譲に伴う減額措置(市)
105	控除対象配偶者の控除額	157	税源移譲に伴う減額措置(県)
106	配偶者所得	158	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(市)
107	配偶者特別控除	159	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(県)
108	特定扶養分控除額	160	定額控除前所得割(市)
109	同居老人扶養控除額	161	定額控除前所得割(県)
110	老人扶養控除額	162	定額減税額(市)
111	一般扶養分控除額	163	定額減税額(県)
112	同居特別障害者にかかる控除額	164	配当割・株式所得割控除不足額
113	(扶養)特別障害者にかかる控除額	165	所得割額(市)
114	(扶養)普通障害者にかかる控除額	166	均等割額(市)
115	(本人)障害(特障)にかかる控除額	167	所得割額(県)
116	(本人)障害(普障)にかかる控除額	168	均等割額(県)
117	(本人)老年者にかかる控除額	169	森林環境税額
118	(本人)寡婦にかかる控除額	170	年税額
119	(本人)寡婦特別にかかる控除額	171	還付額
120	(本人)寡夫にかかる控除額	172	充当又は委託納付額
121	(本人)ひとり親控除額	173	個人住民税減免区分
122	(本人)勤労学生控除	174	個人住民税減免割合
123	基礎控除額	175	森林環境税免除区分
124	控除額合計	176	所得割(市)減免額
125	(税額控除)災害減免額	177	均等割(市)減免額
126	(税額控除)外国税額控除	178	所得割(県)減免額
127	政党寄附金控除	179	均等割(県)減免額
128	夫有区分	180	森林環境税免除額
129	未成年		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税管理ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・住民からの申告を受け付ける際は、個人住民税システムから入手した本人の住所・氏名を申告受付書に印刷し、印刷された情報に誤りがないか本人に確認のうえ、申告書に住所・氏名・生年月日を記入してもらう。なお、申請者が代理人の場合には、同一世帯若しくは同住所の親族又は税務代理権限を有する税理士等を除いて、窓口にて申告は受け付けない。 ・提出された課税資料について、該当する課税対象者が見つからない場合には、提出元に確認を行うか、他自治体へ資料回送する等の処置を行っている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように記載例を作成し、必要最小限の情報だけ記載してもらう。 ・提出される課税資料については、あらかじめ法令等により定められた様式で作成されることから、必要な情報以外の情報を入手することはない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民、国税庁、給与支払者、年金支払者等から入手する課税資料は、住民、国税庁、給与支払者、年金支払者等との間であらかじめ定められた入手方法に限定することで、安全を確保している。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDとパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の聞き取りにより本人確認を行う。 ・住民以外から提出される課税資料については、対象者の個人番号、住所・氏名・生年月日等の確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認や住所・氏名・生年月日等の確認を行うことで、個人番号の真正性の確認を行っている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報について特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行なった者以外が内容を精査する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民、給与支払者、年金支払者、他自治体等から提出される課税資料については、事前に提出先を広く周知することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。また、それらの課税資料について処理が終わったものは鍵付の書庫に保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムには、税務に関係のない情報を保有しない。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ID/パスワードの発行管理 業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ・失効管理 権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・システム操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・業務目的以外にファイルを利用してはならないことを研修により指導している。 ・情報参照履歴を管理しており、業務外利用した場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導しており、情報漏えい防止セルフチェックシートなどにより、職員に啓発を行っている。 ・正当な理由がなく第三者へ提供した場合は法及び懲戒処分規定等で処分されることを周知している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に配置する。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<課税資料データ入力業務><システムの運用保守> 秘密保護の義務にて、高崎市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、業務上取り扱う高崎市の情報資産(高崎市情報セキュリティポリシーで定義する情報資産。)を公表、漏洩してはならない、と規定している。	
特定個人情報ファイルの開覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<課税資料データ入力業務><システムの運用保守> 委託業務に係る主任担当者を選定し、特定個人情報ファイルを閲覧できる作業員数を制限している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<課税資料データ入力業務> 契約の終了時には個人情報を含む媒体等について返却するか、あるいは破棄するよう定められている。 <システムの運用保守> アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<課税資料データ入力業務><システムの運用保守> 業務の目的物を第三者へ譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならないと定められている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<課税資料データ入力業務> 委託業務に係る成果品は、電子媒体に記録し、不燃かつ堅牢な容器に格納し、施錠して運搬する。また、車両の運転に当たっては、事故防止等について万全の措置を講じなければならないと委託の仕様書にて指示している。 <システムの運用保守> 委託実施場所を高崎市庁舎、各支所に限定し、外部へ持ち出すことを禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<課税資料データ入力業務><システムの運用保守> 契約の終了時、若しくは発注者から返還の要求があるときは、直ちに情報資産を含む媒体等を発注者に返却するか、あるいは発注者の立会いのもとで破棄するものとする。また、電子的記録については、復元ができないよう完全に抹消し、発注者の求めに応じて、抹消したことを証明する受注者の責任者が署名した書面を発行するものとする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<課税資料データ入力業務><システムの運用保守> 秘密保護の義務にて、個人情報の保護に関する法律及び高崎市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、業務上取り扱う高崎市の情報資産(高崎市情報セキュリティポリシーで定義する情報資産)を公表、漏洩してはならない、と規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<課税資料データ入力業務> ・再委託先の住所、氏名、作業場所 ・再委託する業務の内容、数量及び期間 ・委託先及び再委託先の作業員数等を記載した業務遂行体制図 上記資料を提出させ、業務委託単価契約約款に基づき秘密保護義務を遵守させる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う場合には担当職員を定めていることと加えて、提供した情報等をシステム上で記録し、提供を認められなかった場合においても記録を残すこととしている。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	地方税法、その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条例、番号法または個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、庁内で扱う情報の流出を防いでいる。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定の権限者以外は情報照会ができず、また、情報照会の記録が逐一保存される仕組みが確立したシステムを通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	業務システムからは必要な情報のみ入手できるよう、システムで制限をかけているため、誤った情報を提供・移転することはできない。また、情報提供ネットワークシステム以外の方法で特定個人情報を提供する際には、閲覧するためのパスワードを別途通知することで、本来の提供先以外が情報を入手することを抑止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設計・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が確保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<高崎市における措置> ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、有人監視、入退館管理、電源設備の冗長化、室温管理、耐震対策、防火措置等を講じた専用の建物に設置し、施錠管理する。 ・サーバ室への出入口を限定し、ICカード認証と生体認証による入退室管理を行う。 ・監視設備として、監視カメラ等を設置する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<高崎市における措置> ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置する。 ・特定個人情報ファイルを管理する全てのサーバには、ウイルス対策ソフトを導入し、最新版のパターンファイルが適用されるように管理する。 ・不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置する。 ・特定個人情報ファイルを管理するサーバとの通信を暗号化する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②高崎市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤高崎市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦高崎市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧高崎市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	①賦課に係る情報については、毎年度使用するデータ入手し、更新処理を行っている。 ②賦課決定した内容については、住民に対して通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<高崎市における措置> ①法律、条例等で定められた期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 ②照会文書等の紙媒体については、当市の判断において、裁断・溶解し、廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<高崎市における措置> 年1回以上、使用部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<高崎市における措置> 高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、定期的な監査を実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<高崎市における措置> ・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。 ・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を回覧する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退出管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する高崎市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、高崎市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、高崎市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民部 市民生活課、および各支所地域振興課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条第1項に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	請求先、請求方法、請求書様式等は、市ホームページに掲載。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧(視聴)は無料。写しの交付を請求する場合は、情報公開条例施行規則に定める複写実費が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市県民税賦課業務ファイル
公表場所	市民部市民生活課市民情報センター及び市ホームページ
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市財務部市民税課 電話 027-321-1218
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I 1②事務の内容	地方税法等に基づき、住民又は国税庁から提出された申告書及び給与支払者又は年金保険者から提出された支払報告書等の課税資料を収集し、個人住民税の賦課決定を行い税額等を通知する。また、賦課決定に際し、又は賦課決定後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課を行う。 【内容】 ①課税資料(申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、その他住民・給与支払者等からの各種申請・届出書を含む)の受理 …	地方税法等に基づき、住民から市に提出された住民税申告書、住民から国税庁に提出された確定申告書及び給与支払者又は年金保険者から市に提出された支払報告書等の課税資料を収集し、個人住民税の賦課決定を行い税額等を通知する。また、賦課決定に際し、又は賦課決定後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課を行う。 【内容】 ①課税資料(住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、その他住民・給与支払者等からの各種申請・届出書を含む)の受理 …	事後	再実施
令和3年12月24日	I 2システム2①システムの名称	eLTAXシステム	eLTAX・データ引継システム	事後	再実施
令和3年12月24日	I 2システム2②システムの機能	なし	(4)データ引継ぎシステム 受付した確定申告のデータを国税庁へ送信するシステムで、e-Taxシステムを利用して連携が行われる。 【内容】 ①国税庁への申告書データの連携	事後	再実施
令和3年12月24日	I 2システム2②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	再実施
令和3年12月24日	I 6②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,10,11,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項	事後	再実施
令和3年12月24日	別添1備考③	データ化のするため、	データ化するため、	事後	再実施
令和3年12月24日	別添1備考⑦	国税連携等経由により、	国税連携システム等を経由することにより、	事後	再実施
令和3年12月24日	別添1備考⑨	送付。	送付する。	事後	再実施
令和3年12月24日	別添1備考⑩	年金特徴システム経由により、	年金特徴システムを経由することにより、	事後	再実施
令和3年12月24日	II 4、委託事項1、⑥委託先名	榊高崎情報サービス	株式会社シーエスエム	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供・移転の有無	提供を行っている 58件 移転を行っている 31件	提供を行っている 62件 移転を行っている 37件	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先1	番号法第19条第7号別表第二に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二に掲げる者	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先1①法令上の根拠	別紙1に記載	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先1②提供先における用途	別紙1に記載	上記の通り	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先2	なし	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先2①法令上の根拠	なし	番号法第9条第1項、地方税法第321条の4	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先2②提供先における用途	なし	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市町村に納付する。	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先2③提供する情報	なし	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先2④提供する情報の対象となる本人の数	なし	1万人以上10万人未満	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先2⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	なし	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先2⑥提出方法	なし	専用線、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	再実施
令和3年12月24日	II 5提供先2⑦時期・頻度	なし	当初賦課決定時	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ 5 移転先 1	別表第一に掲げる者(別紙2を参照)	別表第一に掲げる者	事後	再実施
令和3年12月24日	Ⅱ 5 移転先 1 ①法令上の根拠	別紙2に記載	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一 8,9,10,12,15,16,18,19,24,26,27,30,34,35,36の 2,37,39,41,44,45,47,49,56,59,61の 2,63,68,70,76,77,84,86,93の2,94	事後	再実施
令和3年12月24日	Ⅱ 5 移転先 1 ②移転先における用途	別紙2に記載	上記の通り	事後	再実施
令和3年12月24日	別添2 個人住民税賦課情報ファイル	なし	以下の項目を追加 ・37 所得金額調整控除額 ・50 短期譲渡特別控除額(一般) ・51 短期譲渡特別控除額(軽減) ・58 長期譲渡特別控除額(一般) ・59 長期譲渡特別控除額(特定) ・60 長期譲渡特別控除額(軽減) ・73 繰損特定投資 ・78 ひとり親 ・82 同一生計配偶者 ・92 医療費支払額 ・93 スイッチOTC支払額 ・119 (本人)ひとり親控除額	事後	再実施
令和3年12月24日	Ⅲ 2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申告を受け付ける際は、個人住民税システムから入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日を申告書に印刷し、印刷された情報に誤りがないか本人に確認のうえ、漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人の場合には、同一世帯若しくは同住所の親族又は税務代理権限を有する税理士等を除いて、窓口にて申告は受け付けない。	・住民からの申告を受け付ける際は、個人住民税システムから入手した本人の住所・氏名を申告受付書に印刷し、印刷された情報に誤りがないか本人に確認のうえ、申告書に住所・氏名・生年月日を記入してもらう。なお、申請者が代理人の場合には、同一世帯若しくは同住所の親族又は税務代理権限を有する税理士等を除いて、窓口にて申告は受け付けない。	事後	再実施
令和3年12月24日	Ⅲ 3 リスク1 宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。	・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。	事後	再実施
令和3年12月24日	Ⅲ 4 ルールの内容及びルールの遵守の確認方法	〈課税資料データ入力業務〉〈システムの運用保守〉 契約の終了時、若しくは契約者から返還の要求があるときは、直ちに情報資産を含む媒体等を発注者に返却するか、あるいは発注者の立会いのもとで破棄するものとする。また、電子的記録については、復元ができないよう完全に抹消し、発注者の求めに応じて、抹消したことを証明する受注者の責任者が署名した書面を発行するものとする。	〈課税資料データ入力業務〉〈システムの運用保守〉 契約の終了時、若しくは発注者から返還の要求があるときは、直ちに情報資産を含む媒体等を発注者に返却するか、あるいは発注者の立会いのもとで破棄するものとする。また、電子的記録については、復元ができないよう完全に抹消し、発注者の求めに応じて、抹消したことを証明する受注者の責任者が署名した書面を発行するものとする。	事後	再実施
令和3年12月24日	Ⅲ 5 リスク3 リスクに対する措置の内容	業務システムからは必要な情報のみをとりにくくことしかできないよう、システムで制限をかけているため、誤った情報を流すことはできない。	業務システムからは必要な情報のみをとりにくくことしかできないよう、システムで制限をかけているため、誤った情報を流すことはできない。また、情報提供ネットワークシステム以外の方法で特定個人情報を提供する際には、閲覧するためのパスワードを別途通知することで、本来の提供先以外が情報を入手することを抑止している。	事後	再実施
令和3年12月24日	V 2 ① 連絡先	電話 027-321-1310	電話 027-321-1218	事後	再実施
令和3年12月24日	VI 1 ①	平成27年9月7日	令和3年9月30日	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 2システム2②システムの機能	(1)国税連携システム 国税庁・他自治体との申告書データを連携・管理するシステムで、地方税共同機構を経由して連携が行われる。 【内容】 ①国税庁との申告書データの連携・管理 ②他自治体との申告書データの連携・管理	以下の項目を追加 (1)国税連携システム 【内容】 ③国税庁との扶養正データの連携・管理 ④他自治体との住登外通知の連携・管理	事後	
	I 2システム4①システムの名称	中間サーバー	中間サーバ		重要な変更にあたらない(誤字の修正)
	I 4②実現が期待されるメリット	①多種多様な課税資料を番号を用いて名寄せ・突合することにより、納税者の所得情報をより正確かつ効率的に把握することが可能となり、地方税の公平・公正な課税につながる。また、高崎市で住登外課税した場合に住民登録のある自治体でも課税される二重課税を的確に防止できる。	①多種多様な課税資料を番号を用いて名寄せ・突合することにより、納税者の所得情報をより正確かつ効率的に把握することが可能となり、個人住民税の公平・公正な課税につながる。また、高崎市で住登外課税した場合に住民登録のある自治体でも課税される二重課税を的確に防止できる。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な修正)
	I 5法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第一の第16項	番号法第9条第1項別表24の項	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う変更)
	I 6②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の 2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120.121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条で定めるもの、第19条第9号、第19条第10号	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う変更)
	II 3⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27号に明示されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に明示されている。	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う変更)
	II 3⑥使用方法	II 課税事務 ・住民・国税庁・給与支払者・年金支払者・他自治体等から業務関係情報を取得。 ・業務関係情報に基づき、住民税を賦課決定。 ・納税義務者に対し、税額通知を送付。	II 課税事務 ・住民・国税庁・給与支払者・年金支払者・他自治体等から業務関係情報を取得。 ・業務関係情報に基づき、個人住民税を賦課決定。 ・納税義務者に対し、税額通知を送付。	事後	重要な変更にあたらない(軽微な修正)
	II 5提供・移転の有無	提供を行っている 62件	提供を行っている 72件	事後	
	II 5提供先1	番号法第19条第8号別表第二に掲げる者	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条で定める者、番号法第19条第9号に定める条例事務関係情報照会者	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う変更)
	II 5提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の 2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120.121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条で定めるもの、番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 5提供先3	—	国税庁、都道府県	事後	
	Ⅱ 5提供先3①法令上の根拠	—	番号法第19条第10号、地方税法第46条第4項	事後	
	Ⅱ 5提供先3②提供先における用途	—	税務調査を行い、適正な課税を実施する。	事後	
	Ⅱ 5提供先3③提供する情報	—	個人住民税関係情報	事後	
	Ⅱ 5提供先3④提供する情報の対象となる本人の数	—	1万人未満	事後	
	Ⅱ 5提供先3⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	—	提供先において必要となる者	事後	
	Ⅱ 5提供先3⑥提供方法	—	[○]紙 [○]その他(個人住民税システム、課税原票管理システムでの閲覧)	事後	
	Ⅱ 5提供先3⑦時期・頻度	—	提供先より照会を受ける都度。	事後	
	Ⅱ 5移転先 1	別表第一に掲げる者	番号法第9条第1項別表に定める者	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う変更)
	Ⅱ 5移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一 8,9,10,12,15,16,18,19,24,26,27,30,34,35,36の 2,37,39,41,44,45,47,49,56,59,61の 2,63,68,70,76,77,84,86,93の2,94	番号法第9条第1項別表	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う変更)
	Ⅱ 6①保管場所	入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。	<高崎市における措置> 入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
	Ⅱ 6③消去方法	<高崎市における措置> ・法律、条例等で定められた保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用付ソフト等を利用して完全に消去する。	<高崎市における措置> ・法律、条例等で定められた期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用付ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は高崎市からの操作によって実施される。高崎市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。③既存システムについては、高崎市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	別添2 個人住民税賦課情報ファイル	—	以下の項目を追加 ・11 非課税区分(森林環境税) ・28 租税条約免除給与収入 ・139 国外扶養人数(配偶者) ・140 国外扶養人数(扶養) ・160 定額控除前所得割(市) ・161 定額控除前所得割(県) ・162 定額減税額(市) ・163 定額減税額(県) ・169 森林環境税額 ・172 充当又は委託納付額 ・173 個人住民税減免区分 ・174 個人住民税減免割合 ・175 森林環境税免除区分 ・176 所得割(市)減免額 ・177 均等割(市)減免額 ・178 所得割(県)減免額 ・179 均等割(県)減免額 ・180 森林環境税免除額	事後	
	Ⅲ2リスク2リスクに対する措置の内容	・住民、国税庁、給与支払者、年金支払者等から入手する課税資料は、住民、国税庁、給与支払者、年金支払者等との間で予め定められた方法に基づく入手に限定することで、安全を確保している。	・住民、国税庁、給与支払者、年金支払者等から入手する課税資料は、住民、国税庁、給与支払者、年金支払者等との間であらかじめ定められた入手方法に限定することで、安全を確保している。	事後	重要な変更当たらない(誤字の修正及び軽微な修正)
	Ⅲ3リスク3特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報について特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行なった者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を検算する。	・入手した情報について特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行なった者以外が内容を精査する。	事後	重要な変更当たらない(軽微な修正)
	Ⅲ3リスク1宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。	・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。	事後	重要な変更当たらない(法改正に伴う変更)
	Ⅲ3リスク4特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。	・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に配置する。	事後	重要な変更当たらない(誤字の修正及び軽微な修正)
	Ⅲ4委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定、規定の内容	＜課税資料データ入力業務＞＜システムの運用保守＞ 秘密保護の義務にて、高崎市個人情報保護条例及び高崎市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、業務上取り扱う高崎市の情報資産(高崎市情報セキュリティポリシーで定義する情報資産。)を公表、漏洩してはならない、と規定している。	＜課税資料データ入力業務＞＜システムの運用保守＞ 秘密保護の義務にて、個人情報の保護に関する法律及び高崎市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、業務上取り扱う高崎市の情報資産(高崎市情報セキュリティポリシーで定義する情報資産)を公表、漏洩してはならない、と規定している。	事後	重要な変更当たらない(法改正に伴う変更)
	Ⅲ4再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保、具体的方法	＜課税資料データ入力業務＞ 再委託先の住所、氏名、作業場所 再委託する業務の内容、数量及び期間 委託先及び再委託先の作業員数等を記載した業務遂行体制図を提出させ、業務委託単価契約約款に基づき秘密保護義務を遵守させる。	＜課税資料データ入力業務＞ ・再委託先の住所、氏名、作業場所 ・再委託する業務の内容、数量及び期間 ・委託先及び再委託先の作業員数等を記載した業務遂行体制図 上記資料を提出させ、業務委託単価契約約款に基づき秘密保護義務を遵守させる。	事後	重要な変更当たらない(軽微な修正)
	Ⅲ5リスク1特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール、ルール内容及びルール遵守の確認方法	地方税法、その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条例、番号法または個人情報保護条例の規定に基づき、庁内で扱う情報の流出を防いでいる。	地方税法、その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条例、番号法または個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、庁内で扱う情報の流出を防いでいる。	事後	重要な変更当たらない(法改正に伴う変更)
	Ⅲ5リスク3リスクに対する措置の内容	業務システムからは必要な情報のみをとりにくくことしかできないよう、システムで制限をかけているため、誤った情報を流すことはできない。また、情報提供ネットワークシステム以外の方法で特定個人情報を提供する際には、閲覧するためのパスワードを別途通知することで、本来の提供先以外が情報を入手することを抑止している。	業務システムからは必要な情報のみ入手できるよう、システムで制限をかけているため、誤った情報を提供・移転することはできない。また、情報提供ネットワークシステム以外の方法で特定個人情報を提供する際には、閲覧するためのパスワードを別途通知することで、本来の提供先以外が情報を入手することを抑止している。	事後	重要な変更当たらない(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ6リスク1リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない(誤字の修正)
	Ⅲ6リスク2リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設計・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が確保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設計・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が確保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な変更にあたらない(誤字の修正)
	Ⅲ6リスク3リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらない(誤字の修正)
	Ⅲ6リスク4リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	重要な変更にあたらない(誤字の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ6リスク5リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	重要な変更にあたらない(誤字の修正)
	Ⅲ6リスク6リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	重要な変更にあたらない(誤字の修正)
	Ⅲ6リスク7リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	事後	重要な変更にあたらない(誤字の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ6情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更にあたらない(誤字の修正)
	Ⅲ7リスク1⑤物理的対策、具体的な対策の内容	<高崎市における措置> ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、有人監視、入退館管理、電源設備の冗長化、室温管理、耐震対策、防火措置等を講じた専用の建物に設置し、施錠管理する。 ・サーバー室への出入口を限定し、ICカード認証と生体認証による入退室管理を行う。 ・監視設備として、監視カメラ等を設置する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<高崎市における措置> ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、有人監視、入退館管理、電源設備の冗長化、室温管理、耐震対策、防火措置等を講じた専用の建物に設置し、施錠管理する。 ・サーバー室への出入口を限定し、ICカード認証と生体認証による入退室管理を行う。 ・監視設備として、監視カメラ等を設置する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更及び誤字の修正
	Ⅲ7リスク1⑥技術的対策、具体的な対策の内容	<高崎市における措置> ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置する。 ・特定個人情報ファイルを管理する全てのサーバには、ウイルス対策ソフトを導入し、最新版のパターンファイルが適用されるように管理する。 ・不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置する。 ・特定個人情報ファイルを管理するサーバとの通信を暗号化する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	左記に下記内容を追加する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②高崎市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。⑤高崎市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。⑦高崎市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。⑧高崎市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ7リスク3手順の内容	①法律、条例等で定められた保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 ②照会文書等の紙媒体については、当市の判断において、裁断・溶解し、廃棄する。	<高崎市における措置> ①法律、条例等で定められた期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 ②照会文書等の紙媒体については、当市の判断において、裁断・溶解し、廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
	Ⅳ1②監査、具体的な内容	<高崎市における措置> 高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、定期的な監査を実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	左記に下記内容を追加する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
	Ⅳ3その他のリスク対策	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	左記に下記内容を追加する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する高崎市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、高崎市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、高崎市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
	V1②請求方法	高崎市個人情報保護条例の規定に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条第1項に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	重要な変更に当たらない(法改正に伴う変更)
	V1④個人情報ファイル簿の公表、個人情報ファイル名	高崎市個人情報保護条例に基づく、個人情報取扱業務登録書	市県民税賦課業務ファイル	事後	重要な変更に当たらない(軽微な修正)
	V1④個人情報ファイル簿の公表、公表場所	市民部 市民生活課 市民情報センター	市民部市民生活課市民情報センター及び市ホームページ	事後	重要な変更に当たらない(軽微な修正)